

議案第 78 号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 28 年加西市条例第 12 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 2 西笠原町地区地区整備計画区域の部を次のように改める。

西笠原町地区地区整備計画区域	地域交流拠点地区	(1)日用品の販売を主たる目的とする店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以内のものであって、規則で定めるもの (2)法別表第 2 (い) の項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げるもの (3)法別表第 2 (は) の項第 5 号に掲げるもの (4)バスの停留所の上家 (5)道路案内所又は観光案内所 (6)休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家 (7)倉庫 (倉庫業を営むものを除く。) でその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m ² 以内のもの (8)工場 (法別表第 2 (る) の項第 1 号(1)から(24)まで、(29)及び(30)に掲げるものを除く。) でその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの (9)前各号の建築物に附属するもの	180 m ² (ア欄第 4 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)	1 m (敷地面積が 180 m ² 以上のものに限る。)	12m
	産業施設地区	(1)法別表第 2 (い) の項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号又は第 8 号に掲げるもの (2)工場 (法別表第 2 (る) の項第 1 号(1)	180 m ² (ア欄第 8 号、11 号又は 12 号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を	1 m (敷地面積が 180 m ² 以上のものに限る。)	20m

		<p>から(24)まで、(29)及び(30)に掲げるものを除く。)</p> <p>(3)事務所その他これに類するもの</p> <p>(4)倉庫</p> <p>(5)法別表第2(る)の項第2号に掲げるもの</p> <p>(6)研究所その他これに類するもの</p> <p>(7)貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(8)自動車車庫(駐輪場を含む。)</p> <p>(9)法別表第2(は)の項第4号又は第5号に掲げるもの</p> <p>(10)法別表第2(に)の項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が600m²以内のもの</p> <p>(11)バスの停留所の上家</p> <p>(12)休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家</p> <p>(13)前各号の建築物に附属するもの</p>	除く。)		
	既存集落地区	<p>(1)法別表第2(い)の項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第8号に掲げるもの</p> <p>(2)法別表第2(い)の項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500m²以内のもの</p> <p>(3)法別表第2(は)の項第2号、第4号又は第5号に掲げるもの</p> <p>(4)事務所その他これに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600m²以内のもの</p> <p>(5)工場(法別表第2(る)の項第1号(1)</p>	<p>180m²(ア欄第9号又は10号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)</p>	<p>1m(敷地面積が180m²以上のものに限る。)</p>	12m

		<p>から(24)まで、(29)及び(30)に掲げるものを除く。)でその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以内のもの</p> <p>(6)法別表第2(る)の項第2号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以内のもの</p> <p>(7)法別表第2(に)の項第3号又は第4号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以内のもの</p> <p>(8)倉庫(倉庫業を営むものを除く。)でその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以内のもの</p> <p>(9)自動車車庫(駐輪場を含む。)でその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以内のもの</p> <p>(10)休憩所、公衆便所又はごみ置場の上家</p> <p>(11)ペット美容室又は動物病院</p> <p>(12)展示場その他これに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以内のもの</p> <p>(13)研究所、研修所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 600 m²以内のもの</p> <p>(14)前各号の建築物に附属するもの</p>		
--	--	--	--	--

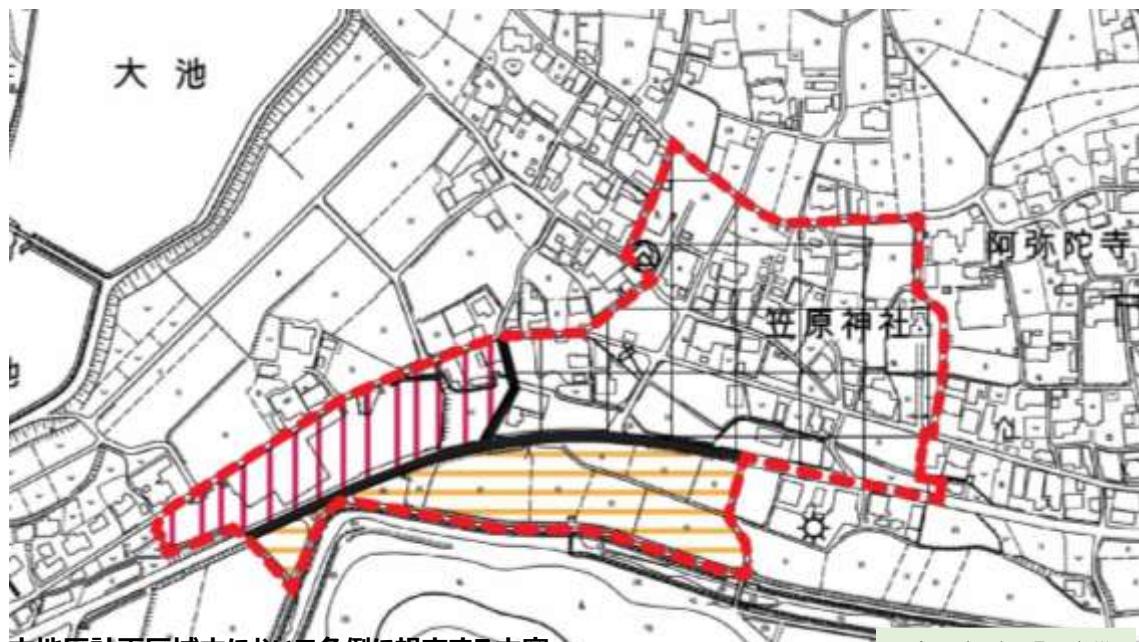
附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(審議資料)

商業施設誘致を進めている西笠原町の国道372号沿道地区のうち、住宅地整備を支援する目標を掲げていた国道南側の「新規住宅地区」について、昼間人口増加など商業施設誘致との相乗効果が期待できる国道沿道の賑わいづくりに資する産業施設誘致を進める方針に転換し、工場、運送事業所などが建築できる「産業施設地区」に改めることに伴い、所要の改正を行うもの。

【区域図（参考）】



本地区計画区域内において条例に規定する内容

※ 今回の主な変更項目を網掛け

地区の細区分		地域交流拠点地区	産業施設地区	既存集落地区
凡例		□□□□	□□□	□□□□
建築できる主な建築物の用途	住宅	○	○	○
	店舗・飲食店	▲ 床面積 3,000m ² 以内 日用品の販売を主たる目的とする店舗	▲ 床面積 500m ² 以内	▲ 床面積 500m ² 以内
	事務所	×	○	▲ 床面積 600m ² 以内
	工場（準工程度）	▲ 床面積 50m ² 以内	○	▲ 床面積 600m ² 以内
	倉庫	▲ 床面積 600m ² 以内 倉庫業を営むものを除く	○	▲ 床面積 600m ² 以内 倉庫業を営むものを除く
建築物の敷地面積の最低限度		180m ²		
建築物の高さの最高限度		12m	20m	12m